

15世紀神聖ローマ帝国における国制の変動に関する研究

- 選定侯の活動を中心に -

学位論文内容の要旨

序論においては、まずドイツ中世後期の王権研究の先鞭を着けたH・アンガーマイアーの研究以来の学説史が整理され、本論文の課題が述べられる。その際、現在のパラダイムを作り上げているモーラフの所説を綿密に検討し、14世紀末から15世紀半ばの帝国史の位置づけが、現在の学界においても曖昧なままになっていることが指摘されている。そのため本論文の課題として、選定侯および彼らの団体行動を考察の主眼におき、14世紀末、1420年代、15世紀半ばの三つの時期の行動様式の変化を考察することが述べられる。

第一章においては、1400年の国王廃位に連なる一連の出来事が取り上げられる。選定侯がどのような論拠を用い、どの程度独自の意思形成をなしえ、どれほどのまとまりを持っていたのか、そして国王および他の帝国構成員とどのような関係にあったのかという点から、改めてこれらの事件を取り上げ、この時期に成立した「国王不在の会議」モデルの内容の再検討を試みている。検討の結果、以下の四点が指摘されている。第一に、選定侯は国王が機能不全に陥ったと判断した時、一時的に少なくとも三人の選定侯が協働して帝国の問題を自律的に解決しようという自己理解を導き出したこと。第二に、しかしその前提として、選定侯の協働が前提となったこと。そのため選定侯は自律的に帝国の利害を標榜する場合、まず彼らの間の利害調整をしなければならなかった。しかしこのための共通の基盤を、四人のライン地方の選定侯は有していたが、ザクセン、ブランデンブルクとベーメン王の東方の三人の選定侯は有していなかった。第三に、たとえ選定侯間の利害調整がうまくいったとしても、こうした行動に正当性を付与するのは、他の帝国構成員の「国王不在の会議」への参加であったこと。しかし帝国構成員は、「国王不在の会議」を王権の一時的な代替物ないしは補完物とみなしており、さらに自分の利害に反する場合、「国王不在の会議」には出席しなかった。第四に、選定侯以外の帝国構成員は、この「国王不在の会議」に出席することによって、選定侯に協力することになったと考えることができること。

第二章では、1421年、22年と28年の三つの帝国集会がとりあげられている。その際、1424年と28年初めの二度にわたって結成された選定侯合同も含めて検討される。1420年代にフス派に対抗することができる体制を作るために、国王と選定侯は、ゲマイナー・タークという形で両者の協働を必要とした。しかし、それは結局選定侯個々人の利害が身分団体の利害を超えており機能不全に陥った。これを克服するために結成されたのが、1424年1月のビンゲンの選定侯合同であった。これは、国王との対立が鮮明になる局面で、6人

の選定侯が1399年の選定侯合同の文面を用いながら、団体として自律的に帝国政治を決定することができる」と表明したものだ。1427・28年の選定侯合同の再結成をもって、帝国は最高権威をもつ国王と自律的な帝国政治の決定が可能な選定侯団、この両者の協働により運営される段階を迎えたといえることができる。それは国王に、一定程度ではあるが、帝国内に赴かなくとも帝国政治を動かし、家領経営に関心をよりいっそう傾ける可能性を拓くものでもあった。他方、選定侯も自己の利害をより容易に実現するチャンスを得たのである。しかし、それは利益ばかり生み出すものではなく、両者の行動にはある枠をはめるものでもあった。選定侯団が帝国構成員の支持を背景にして帝国の問題を解決するよう要求してきた場合、国王はこの要求に答えなくてはならなかった。他方、選定侯は、自己の利害の一部を犠牲にしなくてはならないこともあった。

第三章は、1450年代と60年代の特徴的な二つの事象、選定侯による「帝国改革」案と有力諸侯による帝国同盟計画が取り上げられている。1450～60年代においては、国王フリードリヒ三世は領邦・家門政治上の理由で、帝国内部に不在であり、多くの問題が未解決のまま放置されていた。この状況をまず有利に利用したのは、ライン選定侯であった。それが1450年代の選定侯の「帝国改革」案である。彼らは、国王に対して共同決定権を主張し、これを制度に反映させようとした。しかし、国王が、この選定侯の主張を拒否したことにより、改革案は実現しなかった。その直後の1450年代後半から、フランケンにおいて、世俗諸侯間の勢力争いが生じ、このため帝国の秩序安定のために現実の勢力分布に応じた体制づくりを必要とした。これが、有力諸侯による帝国同盟計画だった。しかしこのような帝国を寡頭制に変えようとする試みがあったが、いずれも失敗に帰した。その理由として、どちらも国王の「全き支配者」というイメージに原理的に抵触したことを指摘することができる。国王は正当性の源泉たる「全き支配者」であり、その命令権力は原理的には全帝国構成員に及ぶものであった。

結論においては、以下の諸点が指摘されている。まず、選定侯の帝国政治上の共同行為は、ライン地域の四人の選定侯が、国王の支配に対して選定侯が参与する体制を作ることを試みたことであつたということである。この体制が機能するためには、国王との適切な距離、および少なくとも選定侯四人の利害が一致することが必要であつた。こうした行動は、1420年以降六人の選定侯に拡大され、ゲマイナー・タークという形をとるにいたつた。その際、1399年のボツパルトの選定侯合同の文書が流用されたが、まさにこの選定侯合同というアイヌングに依拠しなければならないことが、失敗の一因であつた。なぜならば、この体制は、選定侯個々の志向に大きく依存しており、個々の状況が変化すればすぐに機能しなくなる危険性を持っていたからである。1450年代の帝国参議会構想は、この脆さを克服しようとしたものといえるが、国王の拒否で失敗に終わった。他の帝国構成員は、国王が機能不全に陥っているとみなした場合にのみ、選定侯の行動を正当とみなし、国王もまた選定侯の要求に従わなければならなかった。15世紀半ばには、国王が正当性の源泉であるという理解が一般化しており、1460年の諸侯による帝国同盟の中にもこの点を読み取ることができる。しかし国王はこの役割を単独では帝国内において実現することはもはやできず、パートナーを必要とした。1460年代の諸侯戦争の際に明らかとなったのは、国王はこのパートナーを恣意的に選んだということである。この国王の恣意性が、帝国の全て

の構成員にとって大きな問題となった。このことが、1470年代以後の帝国構成員を取り込んだ体制作りへの大きな転回点となったと理解することができる。

本論文の最後において、15世紀前半の帝国史上の意義が述べられている。すなわち、人格的要素に基づく寡頭制的国制の限界を克服し、国王の恣意性と有力諸侯の領域的覇権、および弱小の帝国構成員の安全を統合しうる国制へと方向付けたことである。こうした本論文の考察結果から、近世において独特の構造を保ちつづけた帝国の姿を、対立と協調・相互依存の多重性の中から考察する必要性を指摘している。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 山 本 文 彦
副 査 准教授 長谷川 貴 彦
副 査 教 授 三 木 聰

学位論文題名

15世紀神聖ローマ帝国における国制の変動に関する研究

－選定侯の活動を中心に－

本論文は、15世紀の神聖ローマ帝国の国制構造を明らかにするために、1356年の金印勅書によって正式に国王選挙権を認められた7名の諸侯である選定侯に視点を定め、選定侯と国王および選定侯と他の帝国構成員（有力諸侯）の関係を、帝国レベルにおける集会（国王不在の会議、グマイナー・ターク、選定侯会議など）を題材にして分析したものである。14世紀から15世紀の変わり目、1420年代および1450～60年代の史料を分析し、その相互の関連性を問うとともに同時代の政治的動向と関連させて総合的に検討している。これまでの研究ではまだ十分に明らかにされていない帝国レベルの集会の歴史の変遷を、選定侯個々人の利害関係、選定侯をめぐる国制上の位置の変化および選定侯以外の他の有力諸侯の動静と連動させて考察し、15世紀の帝国国制の構造変化を動的に検討することを試みている。

16世紀以降の近世の神聖ローマ帝国国制に関する研究が進展している一方で、15世紀の帝国国制史研究は、比較的手薄な状況にある。本論文は、この15世紀の帝国国制をわが国で初めて本格的に扱った論文である。本論文は、15世紀の帝国国制を近世帝国国制の骨格を形成した時代として、積極的に評価している。本論文の特色は、選定侯に視点を置き、皇帝との関係および他の有力諸侯との関係を動的に把握しようとした点にある。選定侯が団体として行動しなければならなかった背景として、個々の選定侯の国制上の地位が脅かされていたことが指摘され、また選定侯個々人の利害と国王および他の有力諸侯の利害の関係が総合的に考察されている。考察の対象は、「国王不在の会議」、「グマイナー・ターク」と呼ばれる帝国集会であり、その形成の経緯と議論の内容を史料にもとづいて具体的に検証するとともに、15世紀半ばの帝国改革をめぐる動きについて実証的に検討している。さらに、14世紀末から15世紀初めに起きた国王廃位をめぐる動きと1420年代および1450～60年代の選定侯の動静を関連させて考察し、15世紀半ばの帝国国制の状況として、国王はもはや単独で帝国政治を行うことができない一方で、選定侯および他の有力諸侯は、国王の認可のもとで帝国政治に関与することが徐々に可能になってきたことを指摘してい

る。この15世紀半ばの国制の状況が、1470年代以降具体的にどのようなようになるのかについては、残念ながら本論文では必ずしも明らかではない。しかしながら本論文は、15世紀の帝国国制の歴史的位置づけを考える重要なきっかけとなることは間違いないと思われる。本論文で分析の対象となった「国王不在の会議」や「ゲマイナー・ターク」の概念規定が、必ずしも十分に説明されていないこと、選定侯に焦点を当てることに関する研究史上の位置づけが少々物足りないこと、叙述の仕方あるいは言葉遣いがやや不鮮明な箇所があり、読みにくい部分があることなど、いくつかの点で今後まだ修正および工夫すべき点はみられる。しかし本論文は、これまで位置づけが曖昧だった15世紀の帝国国制の理解に、重要な手がかりを与える論文として、高く評価することができる。

本審査委員会は、以上のような審査結果により、全員一致して本申請論文が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいものであると判断した。